

島労発基0502第8号
令和6年5月2日

一般社団法人島根労働基準協会長 殿

島根労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働行政の推進について、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が令和6年4月30日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなりましたので、会員事業場等関係者への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。